

芸術家等との協働による醍醐地域の魅力向上及び情報発信業務 の委託に関する提案募集要項

芸術家等との協働による醍醐地域の魅力向上及び情報発信業務（以下「本業務」といいます。）の委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

1 委託業務の概要

(1) 業務名称

芸術家等との協働による醍醐地域の魅力向上及び情報発信業務

(2) 業務内容

委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 委託費用の上限

金5,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含みます。）

2 参加資格

本業務に関する履行能力を判断するため、以下の事項を満たしていることを参加の要件とします。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、募集の開始の日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていない者、又は、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類を提出する者

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること

ウ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと

エ 本市の市民税及び固定資産税の未納がないこと

オ 本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと

カ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと

- (2) 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと

- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと

- (4) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと

- (5) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと

3 応募手続等

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加希望者（以下「受託希望者」といいます。）は、次の書類を提出してください。

ア 参加申込書（第1号様式） 1部

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者以外は、参加申込書と併せ、自己を証明する書類として次の書類（ア）～（エ）については原本（コピー不可）とし、申込日から3箇月以内に発行されたもの）を各1部提出すること。

（ア）登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）（法人の場合）又は印鑑登録証明書（個人の場合）

（イ）2(1)ウ、エを証明する納税証明書

※ エについては、法人にあっては京都市内に事業所等が所在する場合又は法人名義の固定資産を所有する場合のみ、人にあっては京都市内に住民票がある場合又は固定資産を所有する場合のみ

（ウ）水道料金・下水道使用料納付証明書

※ 京都市内に事業所等が所在し、使用者名義が本件受託希望者の場合のみ

（エ）登録を受けている事業の登録証明書

※ 法令の規定により、当該営業について免許、許可又は登録等が必要な場合のみ

イ 提案書（第2号様式～第4号様式） 1部

次の事項について記載してください。

（ア）業務実績

行政の発注による、芸術家と協働した地域の魅力向上の企画、検討業務等で、平成27年度以降に完了した業務の実績（以下「業務実績」といいます。）を記載してください。

（イ）実施体制

本業務に従事する予定の管理技術者及び担当技術者の保有資格、業務実績並びに手持ち業務（委託期間内の予定も含みます。）の状況について記載してください。

なお、管理技術者とは、本業務の管理及び統括を行う者をいう。

（ウ）業務提案

仕様書の内容を踏まえ、以下①～④について、提案してください。

① 芸術家等と協働したまちづくりの可能性に関する提案

醍醐駅周辺エリアにおける、芸術家等と協働したまちづくりの可能性について、本業務においてどのようなアプローチで調査・検討を行うか、想定される可能性の例示、他エリアでの事例、提案者の考え方を交えて、提案してください。

② 芸術活動に関する提案

本業務で行う芸術活動について、想定される活動の例示、他エリアでの事例、参加する芸術家等の選定方法、提案者の考え方を交えて、提案してください。

③ 情報発信に関する提案

本業務で行う情報発信について、想定される情報発信コンテンツや発信方法の例示、他エリアでの事例、提案者の考え方を交えて、提案してください。

④ 業務スケジュール

想定される業務全体のスケジュールを記入してください。

(エ) 見積金額

本業務の受託見積金額（税込み）を記入してください。

また、内訳を示した見積書（様式自由）を添付してください。

(2) 提出期限

参加申込書、提案書（第1号～第4号様式）

令和7年10月16日（木）17時 必着

(3) 提出先及び提出方法

担当部局宛てに郵送又は事前に電話連絡のうえ持参により提出してください。

郵送による場合は、配達されたことを必ず電話で確認してください。

(4) 提案募集に関する質疑

ア 質疑の方法

本提案募集の内容について質疑がある場合は、令和7年10月2日（木）17時までに（必着）、担当部局宛てに電子メール又は郵送により、質疑書（様式自由）を提出してください。また、電子メールによる場合は、必ず電話で受信確認をしてください。

イ 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和7年10月7日（火）頃に、京都市情報館（都市計画局まち再生・創造推進室のホームページ）に掲載します。

回答は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

(5) 担当部局

京都市都市計画局まち再生・創造推進室（担当：二木、尾崎、福原）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：（075）222-3508

電子メールアドレス：machisai@city.kyoto.lg.jp

4 受託候補者の選定

(1) 選定方法

提出された提案書を基に、受託候補者選定委員会において、次の(2)に掲げる評価項目及び評価事項について評価し、第1順位の提案を行った者を受託候補者として選定します。

評価に当たり、受託希望者に対してヒアリングを実施することがあります。ヒアリングを実施する場合は、別途、通知します。

なお、第1順位の提案を行った者の評価点が60点に満たない場合は、当該受託希望者に対しヒアリングを実施するものとし、その者が本業務を適切に履行する能力を有すると認められないときは、受託候補者として選定しません。このほか、本業務の履行に

支障があると認められる場合においても、受託候補者として選定しないことがあります。

なお、これらの場合においては、次点の者（ただし、本業務を適切に履行する能力を有すると認められる者に限ります。）を受託候補者として選定することとします。

(2) 評価項目

評価項目		評価事項	配点
業務実績	提案事業者の業務実績	事業者が類似業務の実績を有しているか（過去10年）	16点
	配置技術者の業務実績	管理技術者、担当技術者が類似業務の実績を有しているか（過去5年）	
実施体制	人員配置	業務の遂行に十分な人員が確保されているか	11点
	安定的な体制の確保	委託期間内において、管理技術者及び担当技術者が他に従事している又は従事する予定の業務があるか	
	本店等の所在地	京都市域内に本店又は支店を有しているか	
業務提案	①芸術家等と協働したまちづくりに関する提案	示されているアプローチ、例示している可能性や考え方、参照事例は適切か	70点
	②芸術活動に関する提案	例示している芸術活動や考え方、参照事例は適切か	
	③情報発信に関する提案	例示しているコンテンツや発信方法、考え方、参照事例は適切か	
	④業務全体のスケジュール	業務の遂行に問題ないスケジュールとなっているか	
	資料作成能力	理解しやすい資料となっているか	
見積金額		見積金額に応じて配点を行う	3点

(3) 選定結果の通知

受託候補者の選定結果は、選定後速やかに、全ての受託希望者に対し、書面により通知します。

5 契約の締結

受託候補者の選定後、本市が提示する仕様書及び受託候補者の提案内容等を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結します。

なお、合意に達しない場合は、次点の者と順次協議を行い、合意に達したときは、その者（ただし、本業務を適切に履行する能力を有すると認められる者に限ります。）と契約を締結することとします。

6 注意事項等

(1) 参加資格について

申込日から選定結果の通知の日までに、本要項 2 に定める参加資格を欠くこととなった場合は、本プロポーザルへの参加を取り消します。

(2) 提出書類について

ア 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とします。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、受託希望者の負担とします。

ウ 提出書類は返却しません。

エ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合以外は認めません。

オ 提出書類については、受託希望者に無断で、本業務の受託候補者の選定に係る目的以外で使用しません。

カ 同一の受託希望者が、提出書類を複数提出することは認めません。

キ 参加申込書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出してください。

ク 本プロポーザルにおいて本市が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

ケ 次のいずれかに該当する場合は無効とします。

(ア) 提出書類を本要項に定める提出期限、提出方法等によらずに提出した場合

(イ) 提出書類に記載すべき事項の全部若しくは一部が記載されていない場合又は不備がある場合

(3) 失格事項について

次のいずれかに該当する場合は失格とします。この場合においては、その者の名を公表し、本市が今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定する競争入札への参加を停止することがあります。

ア 提出書類に虚偽の内容が含まれると認められる場合

イ 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(4) 選定結果の公表について

受託候補者の選定後、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由がわかる情報を公表します。